

構造改革特別区域法の一部を改正する法律新旧対照条文（抄）  
 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二章 構造改革特別区域基本方針</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案を募集するものとする。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の提案について検討を加え新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>第二章 構造改革特別区域基本方針                      （構造改革特別区域基本方針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4（略）</p>